

No.	分類	質問事項	回答
1-1	応募対象者	他大学修士課程からの進学者も対象となるか。	対象となります。
1-2	応募対象者	留学生も対象となるか。	私費留学生の内、応募要件を満たす学生については対象となります。国費留学生については対象外となります。
1-3	応募対象者	秋入学生は対象となるか。	応募可能です。 2021年・2022年10月入学者および2023年入学見込みの学生が対象となります。
1-4	応募対象者	申請時に、休学している場合は申請することが出来るか。	令和5年4月の復学が決定している学生については、応募頂けます。
1-6	応募対象者	年齢制限はありますか。	ありません。
1-7	応募対象者	来年度のフェロー候補者として選出されている学生は対象か。	応募要項にも記載の通り来年度のフェローに内定している学生は対象外です。
1-8	応募対象者	フェローに不合格だが申請可能か？	応募できます。
1-9	応募対象者	来年度から日本学術振興会の特別研究員に内定されたが申請できるか	応募要項にも記載の通り来年度の学振特別研究員に内定している学生は対象外です。
1-10	応募対象者	勤務している学生についても年収240万未満であれば応募できるか。	応募できます。
1-11	応募対象者	博士後期課程の場合、論文がアクセプトされる時期によっては、修了が半期以上ずれる可能性も否めないが、将来的な未知の部分において、ひとまず現状で応募は可能ということか。	現状で標準終了年限を超えていなければ応募できます。但し、標準修了年限を超える期間については支援されません。
1-12	応募対象者	標準修了年限は何年か	医学研究科以外は3年、医学研究科は4年です。但し、休学期間は除きます。
1-13	応募対象者	長期履修制度を利用している学生は、応募できますか。	応募できます。但し、標準終了年限を超えて支給を受けることはできません。例えば、長期履修制度でD5まで認定されている場合であってもD3（医学研究科はD4）までしか支援を受けることはできません。
1-14	応募対象者	財団より年額200万円の奨学金を受けているが、併給可能か。	可能です。ただし、財団において奨学金の併給を不可としている可能性がありますので、必ず支援金を受給している財団に確認して下さい。
1-15	応募対象者	未渡日ですが応募できますか？	応募できます。但し、支援は入国後になります。
1-16	応募対象者	今年度応募せず、来年度応募することはできますか？	SPRING事業についてはR5年度で新規選抜が終了となります。R6年度以降については現時点では未定です。
1-17	応募対象者	採択者が不採択になった場合、繰り上がりで採択となる場合があるか？	繰り上りについては現時点では未定です。
1-18	応募対象者	神戸大学 博士学生プロジェクト研究員制度の研究員として雇用されているが応募は可能か。	応募できます。
1-19	応募対象者	「申請時点で本国からの奨学金等の支援を受ける留学生」の「本国」は日本もしくは母国のどちらを指すか。	母国です。
1-20	応募対象者	非常勤で240万以上の収入があるが応募してよいか。	アルバイト・非常勤等の不安定な職であれば240万円以上の収入があってもご応募いただけます。
2-1	応募書類	申請にあたって、収入に関する証明書等の提出は必要でしょうか。	申請の時点で、収入に関する証明書の提出は不要です。
2-2	応募書類	申請書の審査区分について、該当する区分が1つのみしかない場合、どう設定すればよいか。	自身の研究分野を下記の審査区分表からより近い順に3つ異なるものを記入してください。近い区分がない場合は、審査してもらいたい研究者の区分を記入してください。

2-3	応募書類	申請書様式1・2の指導教員はどの時点の指導教員を記入するのか。	博士後期課程入学（進学）後の指導教員名をご記入ください。
3-1	選抜後	選抜された場合はHPで個人情報が公表されるのか。	本学のHPに氏名を掲載します。
3-2	選抜後	支援対象学生がアルバイトを行うことは可能か。	研究やキャリア開発・育成コンテンツに取り組むことに支障がなければ問題ありません。
3-3	選抜後	TA・RAは継続してもよいか。	研究やキャリア開発・育成コンテンツに取り組むことに支障がなければ問題ありません。
3-4	選抜後	日本学生支援機構（JASSO）から奨学金を受けることは可能か。	可能です。ただし、JASSO において奨学金の併給を不可としている場合がありますので、必ず JASSO に確認して下さい。
3-5	選抜後	支援対象学生は、扶養義務者（親等）の扶養から外れる必要があるか。	支給額のうち研究奨励費（生活費相当額）は税法上雑所得として扱われますので、扶養義務者（親等）に伝えるとともに、健康保険や扶養手当等における扶養の扱いについては、扶養義務者（親等）の職場等の担当者にお問い合わせください。 また、所得税における扶養の扱いについては、近隣の税務署にお問い合わせください。
3-6	選抜後	支援対象学生と大学間に雇用関係は生じるのか。	学生と大学間の雇用関係を前提とするものではありません。このため、社会保険、年金等は支援対象学生自身の手続き・管理が必要です。
3-7	選抜後	本事業による収入は所得税、住民税の対象となるか。	学生への支給額のうち研究奨励費（生活費相当額）は雑所得として扱われるので、所得税、住民税の課税の対象となります。詳細は近隣の税務署にお問い合わせください。
3-8	選抜後	留年した場合は引き続き支援対象となるか。	標準修了年限を超える期間については支援されません。
3-9	選抜後	支援学生が休学した際にも引き続き支援対象となるか。	休学の理由により、中断・延長等の可否を判断します。出産・育児・傷病等の場合等、学生が研究を継続することが困難になった場合には、休学期間の支援を中断し、復学後の支援期間の延長を認めることがあります。なお、休学期間が年度をまたぐなど長期に及ぶ場合、予算・財務会計制度上の問題が生じることも考えられますので、休学が想定される場合には理由や期間の如何を問わず、早めにご相談ください。
4-1	研究専念支援金（生活費）	生活費相当額の管理はどうすればよいか。	用途の確認は行いません。未使用分については返還の必要はありません。
4-2	研究専念支援金（生活費）	研究専念支援金はいつ振り込まれるか。	5、8、11、2月にそれぞれ3カ月分を振り込みます。
5-1	研究費	研究費の管理はどうすればよいか。	所属している研究科の指示に従ってください。
5-2	研究費	研究費はどのように使えますか？	書籍やPC等自身の研究にかかる備品や海外留学のための旅費等や学生のキャリア開発・育成コンテンツへの参加のための経費に使用できます。
5-2	研究費	研究専念支援金（生活費相当額）と研究費の間で流用は可能か。	流用できません。